

人事行政の運営等の状況を公表します。

広域飯能斎場組合

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

広域飯能斎場組合は、地方自治法252条の17の規定に基づき、飯能市、狭山市及び日高市からの派遣職員で構成されており、職員は派遣元の市と広域飯能斎場組合との身分を併任しています。

#### (1) 職員数の状況（各年度4月1日現在）

区分	平成29年度	平成30年度	対前年増減数
職員数	3人	3人	0人

#### (2) 職員の任命等の状況

区分	併任発令者数 (平成30年4月1日)	併任解除者数 (平成29年度中)
人数	1人	1人

#### (3) 年齢別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区分	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60歳 以上
職員数	0人	0人	1人	0人	1人	0人	0人	1人	0人

#### (4) 職員の平均年齢（平成30年4月1日現在）

43.4歳

### 2 職員の人事評価の状況

広域飯能斎場組合職員の人事評価は、派遣元の市の関係規定に基づき、派遣元の市が行っています。

### 3 職員の給与の状況

広域飯能斎場組合職員の給与は、派遣元の市の関係規定に基づき、派遣元の市が支給しています。（特殊勤務手当は、広域飯能斎場組合が支給しています。）

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 職員の勤務時間（毎日勤務）

1週間の 勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00 ～13:00	土曜日及び 日曜日

##### (2) 休暇制度の概要・種類等（平成30年4月1日現在）

年次有給休暇	1年につき20日付与 残日数は20日を限度として翌年に繰り越し可能
病欠休暇	負傷又は疾病のため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
特別休暇	結婚、出産、忌引など特別の理由により勤務しないことが相当である場合
介護休暇	配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢で介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

#### 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分の状況（平成29年度）

処分の種類	免職	休職	降任	降給
処分者数	0	0	0	0

##### (2) 懲戒処分の状況（平成29年度）

処分の種類	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0	0	0	0

#### 6 職員のサービスの状況

##### (1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務など、サービス上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務の免除の状況

主なもの…人間ドック受診・リフレッシュ休暇・研修を受ける場合

7 職員の研修の状況

(1) 研修の実施状況（平成29年度）

研修種別	主 な 内 容	修了者数
一般研修	人づくりセミナー等	5人

8 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成29年度）

(1) 定期健康診断等の受診状況

定期健康診断	1人
人間ドック	2人

(2) 公務災害の発生状況

公務上の災害	0件
通勤による災害	0件

9 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求の状況

平成29年度の措置要求及び審査請求に係る事案はありませんでした。